

自治基本条例懇談会委員と意見交換会について

自由民主・市民クラブ
平成30年8月15日（水）

●「自治基本条例の必要性」と「なぜ今制作するのか」

このことを条例に明確に書き込むこと。

→武蔵野市は“武蔵野方式”で市民自治を進めてきた実績がある。

このことを強調して明文化する必要性がある。

●自治基本条例の書き込みについて

・「この条例は地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くことにするが、特に重要と考える項目については記載する」とあるが、その判断基準は。（誰が判断するのか）

1、P1「条例の位置付け」について

自治基本条例と議会基本条例の関係性を明確に。

・最高規範ではなく、記載通りの表現で良いのではないか。

・法体系上、条例に上下関係はない。

・法律における「基本法」と「個別法」の関係

→「基本法」を根拠に「その他の条例」を解釈（整合性を保つよう努力する）

2、P3「用語の定義」について

・「市民（個人）」の定義で、市民参加を広く促すという意味では理解するが「活動」の定義を明確にする必要がある。そして「活動する者」の規定が特定の利益を求める者により本条例を悪用されるリスクが高い。

・「事業者（団体・法人）」にNPO、任意団体、外国人まで含めて良いと思う。しかし、「市民（個人）」と分けたのに、その定義が明確になっていない。

・基本原則である「情報共有」「市民参加」「協働」の定義を明確に書き込む必要がある。同様に「市民自治」の定義も明確に書き込む必要がある。

・「職員」の定義を明確に。（正規、嘱託、外郭団体等）

・全ての用語の定義を明確に。

3、P4「情報共有」について

・条例による情報公開と任意の情報提供の区別を明確にしたうえで、意思形成過程の情報共有の深化を求める。

4、P5「議会の責務」について

このことについての自治基本条例への書き込みは、現在検討中の議会基本条例・前文をまとめる形で良いと思う。

→キーワード、考え方は基本的に出ている。併せて、抽象性のある文言とする必要がある。

5、P9「市民参加」について

・各意思形成過程で主体的に市民が参加できる仕組みを作るというエッセンスは入れるべき。しかし一方で、市税の課税や徴収など市民参加がなじまない権力行為もある。考え方の整理が必要である。

・「重要な計画・重要な条例」の整理として「市民の権利義務に関する内容を含むもの、市民との関係を規定する者は重要な計画・条例」としているが、そもそも全ての条例は市民の権利義務に関することであり、また市民との関係を規定するものではないか。考え方の整理が必要である。

6、P10「住民投票」について

- ・常設型の住民投票条例を制定することに関しては慎重な議論を要する。
- ・議会での議論が未消化である事を考えれば、今回の自治基本条例に書き込むことには疑問がある。
- ・会派内には書き込みに関して反対の意見もある。

7、P13、P14「協働」「コミュニティ」「平和」について

・本条例の基本原則を「計画行政」「情報共有」「市民参加」「協働」と掲げるなら、これら4つの項目と並列する形で「コミュニティ」「平和」を掲げるのは疑問だ。

・コミュニティについては「協働」に分類されるのではないか。

→コミュニティは「コミュニティ条例」に、平和は「平和の日条例」に本市の掲げる理念が既に明記されている。

→敢えて書くなら前文に。

8、9、10 P15「議会と市長の関係」について

・反問権、議会の会期、行政報告など、議会が議会以外の主体と関係する部分は自治基本条例に書き込むとあるが、それが適当であるか疑問である。

→会期、会議体（本会議、委員会、全協等）、会議内容（議案、請願・陳情、行政報告等）、会議の進め方（反問権、市長や管理職員の出席等）は、議事整理権の範疇として議会基本条例に全て委ねるべきである。

→一つ一つの項目について議論する前に、自治基本条例と議会基本条例の関係性を明確にしてからの議論である。

・市長より報告と情報提供等をする程度とするべきではないか。

「同一条文は基本的には入れないとしていると考えれば、個別事案は議会基本条例に委ねる

べきではないか。

1 1. P 1 7 政策法務の推進について

- ・主語が市長等ではなく市ではないのか。(提案は市、立法は議会。)

執行機関としての原則を記載とあるが、市長に立法権はないので、議会を含む市とするべきではないか。

- ・もしくは、自主立法権という文言を削除するべきと考える。

1 2. P 1 9 職員の責務について

- ・市長等の補助機関としての職員に災害時の規定を設けるのであれば、P 6 の市長の責務にも災害に関しての事項を入れるべきではないか。

- ・そもそも平常時においても最前線に立って市民の安全確保に尽力しているのではないか。

1 3、P 2 0 「国と都との関係」について

- ・具体的にどのように整理したいのかよく見えない。

例えば、市が施工する工事等は市民の意見を聞くとあるが、国や都が施工する工事について、本条例を根拠に市民意見を聞いてもらえるようにするのかとの、意見もある。

- ・常に連携・協力するだけのものではないと考えるので文言の整理が必要と考える。

例：外環のその2等

1 3-2 P 2 1 「広域的な連携及び協力」について

- ・具体的にどのように整理したいのかよく見えない。

・そもそも、市民、行政、議会の三位一体での議論であったはずである。その外側である広域連携等は、特徴的な事例であるので前文への記載で良いのではないか。

本年4月に会派議員より提出した意見を後ろに再掲します。
私たちの意見は、基本的に変わっていませんので、今回は補足意見及び今後の取り扱いについて述べます。

1、子どもの人権、子どもの権利の記述について

武蔵野市には、武蔵野市高齢者福祉総合条例（平成12年3月22日条例第21号）があり、「第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が行う高齢者福祉施策（以下「施策」という。）について、基本理念及び基本的な事項を定めることにより、市の役割を明らかにするとともに、施策の総合的な推進を図り、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。」とされています。

子ども・子育て支援の分野については、保育所の待機時対策が待機児の解消に近づいた現時点で、松下玲子市長の公約である「子ども・子育て応援宣言」に基づき、総合的な政策構築を行う大きなステップを迎えつつあります。厚生労働省が提起する「子育て世代包括支援センター」を武蔵野市においてどのように実現していくかも、現実的な検討テーマとなっています。その中で、子どもの人権についての基本的な考え方をきちんと定めておくことは不可欠です。

2、コミュニティの記述について

市政開始以来培ってきた武蔵野市らしいコミュニティ政策が、大きな転換点を迎えています。

江戸期から形成されてきたこの地域が、市政施行から高度経済成長期に人口を倍増させて現在の市の基盤が築かれました。戦後日本に形成されたいわゆる「中間層」と言われる人々が現在の市のコミュニティの在り方を作ってきた主流となっています。全国でも典型的な、その世代の価値観を反映したまちといっても過言ではありません。

その世代から次の世代へこのまちを引き継ぎ発展させていくことは、市にとって大きな課題であり、いまそのことをしっかりと議論すべき時期に差し掛かっています。自治基本条例の中においてもそのことの意味を明記していただきたいと考えています。

3、今後の取り扱いについて

骨子案素案については、市議会だけでなく多くの市民からそして市職員からも様々な意見が寄せられました。私たちの見るところ、それらについてさらに十分な検討を加える時間は、検討委員会において少なかったのではないかと思います。しかし、寄せられた意見は軽視できないものも数多くあり、これをどのように活かしていくのかは重要です。

そこで、骨子案の市長への提出にあたっては、多様な意見が多数出されていることを踏まえ、市長部局における再検討の余地を残したものにしていきたいと考えます。懇談会として固め切らない、多少の幅のあるものとしていただきたいということです。

また、子ども・子育て支援やコミュニティの問題に止まらず、寄せられた意見の中には、自治基本条例ではない他の条例で対応すべきもの、市の長期計画などで検討し具体化すべきもの、個別的政策で対応すべきものなどがいくつも含まれていると考えます。その振り分けも重要です。当条例にとどまらない問題がたくさんあるということです。よって、寄せられた意見も市長案を検討する際の検討対象として市長に引き継いでいただき、当条例に限らず他のステージも含めて検討の材料としてほしい旨、言及していただけたらと考えます。

以上が、今回の意見交換にあたっての会派「空」からの提案です。

.....

以下に、4月に提出した意見を再掲します。

.....

1. 人権について
人権は全ての基礎となり、シティズンシップの土台となると考えるため、前文の表記においてはしっかりとしたものにしていただきたいと思います。
2. 子どもの位置付けについて
子どもの権利について触れられていませんが、どうお考えか伺います。
本市においては、子どもプランにおいて表現されていると言われてはいますが、子どもの権利条例もなく、不十分であると感じます。
子どもの権利を保障する取り組みは市における全ての人々の自治と共生を進めるものであると考えます。ご検討をお願い致します。

<必要と思われるもの>

- ① 子どもは権利の主体であり、社会の一員として守られ、学び、成長する権利が保障されていること。
- ② 子どもはまちづくりへの参画を保障されていること。（意見表明権）
- ③ 子どもは武蔵野の歴史とこれからを継承していく次世代の担い手であること。

例1) 新宿区自治基本条例

第9章 子どもの権利等 第22条子どもは社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

例2) 厚木市自治基本条例

第8条 子どもは、市民の権利を有するとともに、時代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利

2. 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3. 市民、議会及び市長等は、子どもの成長家庭における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

例3) 大分市まちづくり自治基本条例

前文 (略) 私たち大分市民は、互いに人権を尊重に、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市のあり方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

第5条 市民の権利

3. 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたもまちづくりへの参画を行うことができる。

5. 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

3. 条例の見直し規定について
条例の見直し規定については議論の必要があると考えますが、経緯を含めてお考えを伺います。

例1) 高松市 自治基本条例 第4章 条例の見直し等

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

.....

自治基本条例(仮称)骨子案素案に対する意見

2018年4月9日

空/斉藤シンイチ

1. 地域コミュニティと子どもの権利について

(1) 参加と協働を中心としたコミュニティの役割について

(H)自治基本条例(仮称)骨子案素案での「市民」の定義が「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」となっていることを高く評価する。

(H)懇談会での議事録を拝見すると第3章の「参加と協働」において、市民の定義に関する議論が活発に行われてきたが、特に具体的に「市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」がどのような形で市民参加や協働、コミュニティに関わっていくか懇談会メンバーや担当課での評価やお考えを伺いたい。

(2) 自治基本条例における子どもの権利について

(H)昨年度、子ども政策課での「中高生世代会議」や教育委員会教育企画課での「武蔵野市小中一貫教育検討委員会 意見交換会・アンケート報告書」等を一般質問等で取り上げてきた。その趣旨としては「子どもや地域の意見を各事業で反映するため、ヒアリングする工夫を推進すること」の提案や問題定義をさせて頂いた。市政全体で、子どもの声を反映させることやヒアリングすること等を事業の中で行ってきたことを高く評価したい。

(H)その上で、この数年をかけて武蔵野市の様々な計画策定や事業における「子どもの声」を汲み取る仕組み作りを行うことが重要なことだと考える。特に、平成30年度から策定の第五次子どもプラン、第三期学校教育計画(計画期間:ともにそれぞれ平成32~36年度)では、「子どもの声」を中心にしてそれぞれの計画を横断的につなげていくなどの工夫が必要だと考える。

2. 連続性をもって包括的に考えていく工夫の大切さについて

・上記での(1)(2)を包括的に考えていくことを通して、子どもの権利についての議論を深めていくことが重要だ「子どもの声」と考える。

・行政や地域が「子どもの声」を活かしていくことの手法や実践を積み重ねていくことを通して、子どもの権利について検討することにつなげていきたい。

まとめ:以上の2点が自治基本条例策定での議論として重要になると思うが、懇談会メンバーや担当課での評価やお考えを伺いたい。

.....

山本あつし

(1)「コミュニティ」について

コミュニティについての記述内容を以下の点で修正していただくよう、ご検討ください。

1、「コミュニティのあり方については、時代と状況の変化を踏まえ不断に見直しを図り、市民と市で共有する」という趣旨を書き込む。

2、「コミュニティは・・・生活の基礎単位です」という部分の「基礎単位」という記述を柔らかなものに改める。

以下、その理由を述べます。

市のコミュニティ構想は、40年以上前のものです。もちろんその内容はオープンで自主的なコミュニティ作りという点で誇れるものであると考えます。
しかし、その後地域の实情も大きく変化しました。

- ・コミュニティセンターの運営を基軸にして協議会が持続されているが、活動のパターン化、主要メンバーの高齢化と固定化は否定できない。
- ・家族や地域のつながりの希薄化が進んだ。同時に会社や労働組合のセーフティネットとしての役割も低下し、無縁社会と言われる状況が生まれている。
- ・一方で、この20年間の介護保険制度の進展、障がい者自立支援制度の整備による事業の拡大、保育園の待機児対策の進展による保育所の倍増など子ども子育て分野での事業拡大、生活困窮者自立支援や若者サポート事業などの前進などによって、地域の中に社会資源（施設・担い手、地域とのつながり）が急速に増大した。また、起業支援などにおいても若い世代の自由なつながりの広がりが見られる。これらの活用次第で、コミュニティの豊富化に結びつけることが可能。

以上のような状況を踏まえ、コミュニティ構想を時代に合わせて大きく変えて行く必要があると考えています。もちろん自治基本条例にその具体的な内容を書き込むことはできませんが、時代に合わせた見直しが不可欠であることは明記していただきたい。

そして、以上の状況を踏まえると、武蔵野市におけるコミュニティの基本的なあり方は、ピラミッド型ではなく、横つながりの多層的・重層的なもの、オープンなものイメージすべきです。「基礎単位」も輻輳している方が望ましいと考えます。「素案」の記述では、どうしても固いイメージになってしまいます。

（2）「市民の役割」について

私は、「市民の権利」についてどのように取り扱うか、十分な検討が必要と考えます。

もちろん、「知る権利」や「住民投票」をはじめとして、市民の権利についての事項が各項目の中に織り込まれていることは理解しています。

また、法で定められた有権者の権利については条例の事項ではなく、それを超えて市民の権利を具体的に規定することに課題があることも承知しています。

ただ、「自治」というのが自治体自治に止まらず、地域における住民自治の尊重ということになると、当事者抜きの事業決定や遂行は望ましくありません。「市民参加」の項目で、「市が行う公共施設建設等により生活に影響を受ける地域の市民に対し、市は意見を述べる機会を確保するよう努めるものとします。」とありますが、さらに一歩進めて、諸事業の決定のプロセスへの当事者参加、市民参加の道を開くべきではないでしょうか。

具体的には困難を伴う問題であることを承知しつつ、あえて問題提起させていただきます。

少なくともこの点について、これからの条例策定の過程で十分な議論が必要であり、これまでと比較して前進につながるような内容を持つ条例であってほしいと考えます。

総じて「市民の権利」について、これまでの懇談会の議論の中で、どのように検討されたのか、教えていただきたいです。パブリックコメントへの回答と同様の形式でも構いませんので、よろしくをお願いします。

以上、ご検討をお願いいたします。

・・以上

自治基本条例（仮称）に関する懇談会との意見交換会に対する意見

2018年8月15日
日本共産党武蔵野市議団

「武蔵野市自治基本条例（仮称）骨子案素案」（2018年2月）について、「自治基本条例（仮称）骨子案素案に対する意見集約表」（以下「意見集約表」）を受けての主な意見と問題提起を記します（ページは骨子案素案におけるもの）。

1、各会派等の意見提出（4月）に対する懇談会の対応方針について（第4章「議会と市長との関係」を除く部分）

（1）前文

①「前文」の「【条例の位置付けについて】」（p1）

骨子案素案では「他の条例の解釈の基準となる、基本的な条例」との記述になっています。条例間に上下の概念がないとのことからの記述と思われるのですが、他の自治体の自治基本条例では最高規範性について明記しているところもあります。これについて、「意見集約表」1の「対応案」では、「現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている」とありました。それぞれの条例が他の条例と整合性を保つように、条例の体系の中で矛盾がないようにするというのは当然のことであり、「整合性を保つよう努力しなければならない」というのは、一般論としての議論だと考えます。骨子案素案では、「他の条例の解釈の基準となる、基本的な条例」とあるわけですから、実質的には最高規範性を有するということなのか、そこをあいまいにする表現なのか、やはりはっきりしません。

（2）第1章 総則

①「基本原則」（情報共有・市民参加・協働）（p4）

「計画に基づく市政運営」・「情報共有」・「市民参加」・「協働」の4つが基本原則としてあげられ、そのうち「情報共有・市民参加・協働」を3つの大きな柱として規定します」（趣旨・説明）とあります。情報共有や市民参加については理解できますが、「協働」を基本原則に盛り込むことについては疑問点がありますので、後述します。

（3）第2章 市民・議会・市長等の役割

①「市民の役割」について（p5）

骨子案素案には「市民の権利については、各々に対応する条文で個別に規定します」とありますが、これは具体的にはどのようなことでしょうか。「意見集約表」109の「対応案」では、「市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている」とあります。市民は権利の主体ですから、「市民の役割」というより「市民の権利」として規定するほうが良いのではないのでしょうか。

②議会基本条例との関係（p5～6）

「議会の責務」・「議会の役割」の中に、「検討すべき事項」として、「議会に関する事項につ

いては議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで規定する必要があります」とあります。これは議会側とよく協議されることを求めます。

(4) 第3章 参加と協働

① 「情報共有」のあり方について (p 8)

会議は「原則公開」、会議録や会議に提出された資料は「公開」とありますが、「非公開にするべき正当な理由がある場合を除きます」という記述があります。この「非公開にするべき正当な理由がある場合を除きます」について、「意見集約表」139の「対応案」では、「ご指摘のとおりで、非公開とする会議は情報公開条例に定める非開示情報が内容に含まれるもの、と想定している」とあります。恣意的な運用がされないようにすることを求めます。

② 「住民投票」のあり方について (p10~13)

住民意思を反映させる直接民主主義的な手段として、住民投票を活用する方向性は良いと考えます。そもそも、地方自治においては、首長を住民が直接選出したり直接請求ができるなど、直接民主主義的な仕組みが存在しています。「地方自治は民主主義の学校」と言われます。「民主主義の学校」にふさわしい制度の発展が求められます。

骨子案素案には、「『常設型』の住民投票条例を制定することを定めます」、「住民投票の具体的なルールは、別に条例で定めます」とあります。「常設型」住民投票条例を制定すること、「配置分合と境界変更」と「それ以外を問うもの」の2つに区分することも良いと考えます。

現在の仕組みでは、住民投票を行う道として、首長提案、議員提案、直接請求の3つがあり、いずれも議会の議決が必要となっています。これに加えて新たな仕組みとしての住民投票条例の制定が検討されているわけですから、住民発案の住民投票として「配置分合と境界変更」以外の場合の「発議権は市民（有権者）のみ認め、市長と議会には認めません」というのは妥当だと考えます。

4月9日に行われた「自治基本条例骨子案素案への会派等からの意見提出」では、自治基本条例の中に10ページの枠内にあるような事柄については盛り込むとのことでした。ただ、成立要件、発議要件などについては、よく検討する必要があります。特に、「発議に必要な署名数は、有権者の1/50よりも多い数とします」という部分について、どの程度の署名数を必要とするのが妥当であるかは、議論が必要です。

「外国人を含むかどうかについては、自治基本条例に基づく住民投票条例を制定する際に検討を行います」とあります。1995年2月の最高裁判所判決は、永住外国人に地方参政権を保障することは「憲法上禁止されているものではない」との判断を示しました。地方自治体の運営は、本来全ての住民の参加で進められるのが、憲法の定める地方自治の根本精神です。永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは現状に即しており、民主主義の成熟と発展につながりますので、永住外国人を含むべきと考えます。

また、住民投票の対象事項については、基本的に制限すべきではないと考えます。

以上述べたようなことについて、「意見集約表」227の「対応案」では、「今後、条例案の作成の際に検討していく」とあり、「意見集約表」276の「対応案」では、「自治基本条例に基づく住民投票条例の制定の際の議論に委ねる」とあります。これらについては、今後の議論を注視したいと考えます。

また、「公職選挙法の規定に準ずる」としていることについては、再考を求めます。日本の公職選挙法は選挙の自由をしばるために作られており、市民の自由な討議・運動を保障するため

にも単純に公職選挙法に準ずるとすべきではありません。公職選挙法に準じてしまえば、個別訪問や自由な宣伝活動ができなくなってしまいます。これまで各地で行われた住民投票では、投票運動はたいがい自由にできるようにしています。「意見集約表」280の「対応案」では、「原則は公職選挙法の有権者に準じることにしている」とあります。投票権者の拡大の議論と住民投票のルール（宣伝のあり方や戸別訪問の可否など）については別であり、また、全てを公職選挙法に準じる必要はありません。再考を求めます。

③「協働」について（p13）

「協働」はよく使われる言葉ですが、資金や人手などの行政資源を削る安上がりの行政を進めるための「協働」であってはならないと考えます。

「協働のそれぞれの主体は対等な立場とします」とありますが、本当にそういうことはあり得るのでしょうか。主権者は市民であり、市長や議員は市民から選ばれた市民代表であって、職員は代表の活動を補助し市民に代わって仕事をする役割があります。市民と行政が具体的な事業について協力する協働はあり得ると思いますが、行政の責任をあいまいにする「協働」はあり得ません。「意見集約表」286の「対応案」では、「『協働』については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである」とありますが、これでは回答になっていません。「協働」の考え方を整理する必要があります。

（6）第5章 行政の政策活動の原則

①【健全な財政運営】について（p17）

「市長等は、健全な財政運営に努める」とあります。一般論として、健全な財政運営に努めるとするのは当然とも言えますが、自治基本条例に書くことではないと考えます。「意見集約表」331の「対応案」では、「『この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する』という整理になっている」とあります。自治基本条例に「健全な財政運営に努める」と書かれていることを根拠にして市民サービスを削減・低下させる根拠に使われる懸念がありますので、削除すべきと考えます。

②市民の相談、要望、苦情への対応について

市民からの相談、要望、苦情への対応について明確な規定が想定されていません。市民からの相談、要望、苦情への対応を通じて政策活動を行うきっかけになることを考えると、何らかの規定を設けるのが望ましいのではないのでしょうか。

③「職員の責務」について（p19）

「公共感覚と協働の視点を持って職務を遂行するよう努めなければなりません」とあり、ここにも「協働」という言葉が出てきます。やはり「協働」という言葉の意味を整理すべきです。

（7）第6章 国及び東京都との関係

①「国及び東京都との関係における市の役割分担」、「対等な立場で連携・協力」（p20）

「国及び東京都との関係における市の役割分担」という表現には懸念を持ちます。役割分担論により、国や東京都の権限であるからと住民福祉の向上のための自治体としての最大限の努力をしない口実になりかねないからです。この点で、三鷹市の自治基本条例が、第36条（国、東京都等との政府間関係）において、「国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に

行う」という文言が入っていることは重要であり、参考にすべきです。「意見集約表」355の「対応案」では、「『この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する』という整理になっている」とあります。先述した理由により、この役割分担論は削除すべきだと考えます。

(8) 第7章 広域的な連携及び協力

①「施設の共同利用など、市民サービスの維持・向上に向けた自治体同士の協力」(p21)

骨子案素案には、「施設の共同利用など、市民サービスの維持・向上に向けた自治体同士の協力がこれからはますます重要になるため、その観点から、他の自治体との協力について規定します」とあります。「自治体同士の協力」は当然とも言えますが、同じ施設はそれぞれの自治体には必要ない、近隣のどこかの自治体にあればその施設をいくつかの自治体で協力して使えば良い、という公共施設の削減の文脈で使われる懸念があります。「意見集約表」364の「対応案」では、「第7章は、広域的な連携及び協力という切り口で近隣自治体との協力について記載している。その目的は市民サービスの向上のためであり、公共施設の削減が目的ではない」とあります。そうであるなら、条例本文の記述の際にはその点がわかる記述にする必要があります。

(9) 第8章 平和

①平和を独立した章だてにしたことは評価する (p22)

武蔵野市の歴史からいっても平和の大切さを認識すべきですし、また市民の福祉向上の観点からも平和が基礎になっています。平和を独立した章だてにして規定することは評価します。「恒久平和」とともに、核兵器廃絶について盛り込むことを検討していただきたいと考えます。

「第7章 広域的な連携及び協力」でも記されている「国際社会との交流及び連携」が、「第8章 平和」の「③国際相互理解を推進すること」とも大きく関係することを明示することも大事だと考えます。この点では、三鷹市の自治基本条例が、第38条(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)において、「市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする」と規定していることも参考になると考えます。

②前文の法規範性について (p22)

骨子案素案には、「前文は、本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有しますが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接法的効果は生じないと一般的には解釈されています」とあります。2月1日の総務委員会で行政報告された時のものより記述が整理されて良かったと思いますが、「前文の内容から直接法的効果は生じない」という記述が気になります。「意見集約表」390の「対応案」では、「前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接法的効果は生じないと一般的には解釈されている」とあります。しかし、前文も本文と同じ法規範的性格(法的性質)を持つのではないのでしょうか。ただ、一般的には前文は裁判規範としての性格は持たないと考えられていますので、その点から見ると裁判の際に前文を直接の根拠とすることはできないと考えられます。ですから、骨子案素案にある「前文の内容から直接法的効果は生じない」の記述を「前文の内容から直接裁判規範性としての効果は生じない」等と書くほうがより正確であると考えます。

(10) 全体を通して

現在、議会側では議会基本条例策定の検討が進められています。その議会基本条例との整合性をとることをよく検討すべきだと考えます。また、全体として自治基本条例に何をどこまで書き込むのかについて、もっと検討すべきだと考えます。書き込む必要のない、または書き込むべきではないこともあると考えます。

2、武蔵野市自治基本条例（仮称）骨子案素案における「議会と市長との関係」に関することについて

(1) 議会運営委員会で「自治基本条例（仮称）で整合性を図りたい事項」として示されている項目について

① 反問権について（p15）

骨子案素案では、「質問の意図を明確にし、より正確な答弁と活発な議論につなげるため、市長等からも質問を可能とします」としています。これも、議会基本条例の範ちゅうだと考えます。そもそも、市長等は、議会の質問に答える説明員として出席を求められているものであり、自治基本条例の中にいわゆる反問権にあたる規定を設けることは適切ではないと考えます。

② 議会の会期について（p15）

議会側とよく協議されることを求めます。自治基本条例に記すことであるのかは疑問です。現在検討中の議会基本条例との関係をよく整理する必要があります。

③ 全員協議会について（p15）

同上です。

④ 行政報告について（p15）

同上です。加えて、議会運営委員会に示された資料では、「質疑の範囲などについて考え方の整理を行いたい」とありますが、あらかじめ条例で質疑の範囲を限定しておくというのは、議員の質問する権利を制限するものであり、不適切です。何を行政報告すべきかは、あらかじめ決めておくことができない場合も多く、「対象」などをあらかじめ条例に書き込んでおくことも適切ではないと考えます。

⑤ 常任委員会等への市長や管理職職員の出席について（p15）

これについても、議会側とよく協議されることを求めます。

(2) その他の項目について

① 「合意形成」について（p15）

これも議会基本条例の範ちゅうだと考えますが、議会において「合意形成」ができるようにすることだけが目的でしょうか。様々な案件において、議会内で「合意形成」ができる場合もあれば、賛否が分かれることもあります。市政に対して多様な意見を反映させるために26人の議員がいるのであり、「合意形成」ありきではないと考えます。「市長等は議会に対して適切でわかりやすい資料提供や説明をする」ことは議会が市民の代表として正確な判断をする前提となりますので、その主旨の記述は良いですが、「合意形成」という記述は削除すべきと考えます。

以上

1、各党派等の意見提出（4月）に対する懇談会の対応方針について

(1) 同意、または共感する主な個別意見

- ・No.8 コミュニティ構想についての記述がないことは解せない
- ・No.11 自治の主体であるならば、主権者と明確に規定すべき
- ・No.353 職員の責務として「災害等の緊急時において最前線に立つて」と、これまでと次元の違う具体的なことがうたわれており違和感あり

(2) 対応案では不十分と思う主なもの

①集約表の中の、制定の意義や目的など根本的な問題について、とりわけ職員内部から異議が出ている現状について、どのように受け止めているのか伺いたい。

また、市政運営の総合条例という観点から、No.28 自治体の目指すべき姿について示すべきというのは重要な指摘と考える。

財政援助出資団体、職員の定義に関して様々な意見が出ているが、本市がどのような自治体政府を目指すかという根本的な議論が不足していることも一因ではないか。

②前回4月提出の意見との関係では、平和という章立てについて、同趣旨の理由で職員内部からも異論が多数出ている（「章とした根拠が不明瞭」（No.385）、「前文に記載されていればよい」（No.388）など多数）。

また「協働」について、「自治の一側面」（No.40）、「目的を達する上での手段のひとつ」（No.43）という指摘は当然である。これまでの協働の取り組みの総括と、自治体の目指すべき姿について議論されていないこととも関連するのではないか（他、No.45、46）。

2、「議会と市長との関係」に関することについて

一にも二にも両者の議論が不足しており、項目ごとにワーキングチーム等で集中して課題の整理、調整を図っていただきたい。中でも、議会の会期、災害時の対応については、自治基本条例の中に記載すべき項目と考えている。

なお、私の考えは、一貫して、「議会基本条例の重要な部分を自治基本条例に盛り込み、それらの具体的な部分を議会基本条例にて定める」というものである。一昨年12月の議会運営委員会への意見、昨年5月の議会基本条例に関する全員協議会での意見においても、表明している。

3、これまでの経過を踏まえた総合的な意見

4月に提出した意見にもあるとおり、市長は去る2月23日の本会議一般質問において、「基本原則や各章立てについても懇談会で議論いただいた結果でございますので尊重したい（中略）最終的な骨子案の報告を受けた後は、その内容を踏まえた上で条例案を検討していきたい」と答えている。続く今年度予算特別委員会での答弁、策定に向けた姿勢を見ても、前市長から引き継いだばかりとはいえ、市政運営の最高責任者たる市長の意思、市政への理解は極めて心もとない。

自治基本条例策定にあたり、議会基本条例との整合を図ることは言うまでもなく、さらに今回示された職員意見の内容などから明らかな通り、まだ十分な議論が尽くされていないというのが現実である。さらなる議論の深化、全市民的全職員の議論を含む策定プロセスの必要性をあらためて指摘したい。今秋に示される予定の懇談会答申もしくは骨子案については、目的、基本原則などの大綱にとどめ、具体的な項目や章立てなどは確定させず、方向性や考え方を示すにとどめていただきたいと、切に願います。

<以下はご参考まで、4月の意見を添付する>

自治基本条例骨子案素案について～意見～

2018,4,10

市議会議員 内山さとし

<前提としての認識>

昨年5月24日に、自治基本条例（仮称）懇談会メンバーと市議会議会運営委員会メンバーとの間で、意見交換の場がもたれた。これは、2015年4月の市議会改選前まで、行政（副市長と担当職員）と会派代表者会議との意見交換の場がもたれていたのと大きく異なる点である。当時は、自治基本条例（仮称）という市の総合条例の必要性そのものにまだ議会内に大きな隔りがあった。今期になって、議会運営委員会として意見交換を行うこととなったのは、条例という議会手続きを必要とする議題であることに加え、市議会が議会基本条例の策定についての議論が始まり、市の総合条例を策定する上で議会に関する記述について相互に整合性をもたせる必要があるからであった。

その後、懇談会での議論を重ねた結果、骨子案素案という形で一定の方向性が出されたのであれば、具体的に議会基本条例との整合を図る上で、市長へ答申する前に同委員会との意見交換の場がもたれるべきではないか。とりわけその根拠とするのは、去る2月23日の本会議一般質問における市長の答弁である。「基本原則や各章立てについても懇談会で議論いただいた結果でございますので尊重したい（中略）最終的な骨子案の報告を受けた後は、その内容を踏まえた上で条例案を検討していきたい」と答えた。そう

であるならば、骨子案に至る過程で、諮問機関である懇談会と機関としての議会とで意見交換を行うことは必須であると考ええる。この過程を踏まずに条例案とするのは、策定過程に大きな瑕疵があると言わざるを得ない。

議会の会派、議員に一方的に意見を「聴取」するのと、双方向で意見を「交換」するのとでは、まったく意味が異なる。市長自ら「対話を重視する市政」と述べているにもかかわらず、市長(正確には前市長)から諮問を受けた懇談会が真逆であってよいのか。

<目指す方向性>

前文に記された、市民自治の推進、人権の尊重、恒久平和の実現は、これまで一般質問等で提起してきた重要な事柄であり、大いに評価する。

<基本原則>

4つの原則は是とする。情報共有と市民参加を進め、計画的な市政運営を図ることはこれまでの市政運営のルールを明文化である。ただし、公共的な課題の解決に向けて多様な主体が協働を推進する先には、広い意味での「新たな公共セクター」の創出・拡大を想定すべきである。

<新たなコミュニティ構想>

武蔵野市が、今、自治基本条例を策定する必要性はどこにあるのか。座長が述べられた「市長と議会の両方が完全な合意のもとにつくられることが理想で、2つの代表機関の両方で合意してつくれたら、全国的にもあまり例がないものを初めてできるのではないか、それこそ武蔵野にふさわしい」ということには共鳴する。

加えて、ここ数年イメージが明確になったことがある。それは、これから武蔵野市が自治基本条例をつくとすれば、それはとりもなおさず、新たなコミュニティ構想を明文化するものとなろう、ということだ。

かつて1970年代、市政の基軸をどこにすえるのか、施策の優先順位をどう考えていくのかを議論し、開かれた地域コミュニティをある意味生活圏域の単位としてとらえ、都市基盤のネットワークを形成してきた。

本市では、4年前人口が14万人台を超え、現在子どもの数も増えているが、今後、全国的な趨勢として少子化、超高齢化が進むことは避けられない。技術革新、高度情報化社会にあって、これまで築かれたまちの骨格を基盤に、いかにヒューマンでリアリティある市民サービスを質・量ともに充足していくか。おりしも、公共施設等総合管理計画が策定され、学校というコミュニティに密着した施設の更新をはじめとする都市基盤の再構築に着手する時期と重なった現在、ハード・ソフトともに市政運営の根本を問う直すべき時である。総合的な市政運営のルールというならば、新たなコミュニティ構想として明文規定していくことが求められるのではないか。

こうしたことから、骨子案素案でのコミュニティの扱いそのものに疑問を感じている。

一部（市民も議員も）では、コミュニティ構想とコミュニティセンターの現状を混同している例も見られる。議論を避けずに、コミュニティごとの意見交換など全市民的な議論を重層的に行い、そうした過程を経る中で、初めて、自治基本条例の存在意義が生まれるのではないか。

<章立てとしての平和>

一般質問でも述べたとおり、「平和」についてのみ一章立てするのは、いささか違和感を覚える。それだけ「平和」に意味をもたせるのであれば、目指すべき方向性の市民自治、人権についても一章立てするくらいの意味がある。懇談会の議論の中で、前文だけでは法的根拠をもたないかのようなやり取りがあったが、それは条文規定がないと訴訟に耐えられないという極めて即物的な理由もあったと記憶する。自治体運営の基本ルールとして、「平和」を章立てするのであれば、相当な覚悟と信念をもってもらいたい。

以上

2018-08-22 自治基本条例（仮称）に関する懇談会について
市議会公明党

●反問権について

質問の趣旨を明確にするためには、反問権は、あっていいと考えます。
但し、本会議や予算、決算の時には、議員の質問時間は制限されているため、時間をどうするかは、課題。

●議会の会期について

通年性が武蔵野市において必要かどうかは、議論の余地があると考えます。

●全員協議会について

議長が招集するものであるため、議会基本条例で規定すればいいのではないかと考えます。

●行政報告について

行政側と議会側で申し合わせは必要であると考えますが、ケースバイケースの部分が多いので明文化は難しいのではないかと考えます。

●市長の出席

武蔵野市らしいやりかただと思うので書き込んで頂きたい。

●議会基本条例との関係

平成 30 年 8 月 1 4 日

「武蔵野市自治基本条例（仮称）」に関する懇談会」委員殿

「武蔵野市自治基本条例（仮称）」に関する懇談会」との意見交換にあたり

むさしの志民会議

竹内 まさおり

下田 ひろき

深田 貴美子

1. 条例策定の経緯を振り返って

自治基本条例については、平成 17 年に「真の市民参加」を掲げて誕生した邑上市政の大きな公約であった。が、市民の参加と協働を実現するための条例づくりについては、2 期目以降全く意欲を見せず、市民的合意形成にも着手せずに終わった。この間、議会において幾度となくその必要性を要請してきた立場としては、ようやく「武蔵野市自治基本条例（仮称）」策定にあたり「懇談会」

（以降、「自治懇」をする）を設置したことは評価したい。が、前市長が、任期満了にあたり公約不履行の指摘を避けたいとするその唐突感は否めず、結果として市民参加と協働を手法とする住民自治への関心を、あまねく市民に広げるに至っていないことが最大の懸念である。

一方、議会基本条例については、本市議会においても、不断の議会改革を継続する中、平成 27 年より議会運営委員会で、積極的に議論されるようになった。今、「自治懇」設置にあたり、自治基本条例と議会基本条例を「一体的に」との提言があった。会派としては、議会運営委員会の進行状況を鑑み、平成 29 年より、まずは、その本質的な意味と意義を、議会内で議論し、共通認識をとすべきと、幾度となく提言してきた。議会基本条例についても、議会運営のルールとはいえ、議会こそ、住民参加の最たる組織体であることから、任期中の条例化については、慎重に取り組むべきと考える。

2. 今意見交換会の位置づけ

二つの条例の策定過程における経過を踏まえれば、今意見交換会は、適切な開催のタイミングとなったと考える。意見集約表にも、「なぜ今この条例を作る必要があるのか」といった多数の意見が寄せられている。策定の過程は、条例制定後の市政運営を形作することは、先行自治体をみればあきらかである。今一度、これまでの経過を振り返り、今後の再スタートの課題整理の場となることを期待している。

3. 「むさしの志民会議」の考え方

当会派は、「三鷹市自治基本条例」策定の背景と、策定の手法と考え方について視察にうかがっている。300 人の市民とともに、「あすの三鷹」を目指し、「日常の参加と協働」を実現しながら、選ばれる自治体へのたゆみない努力に感銘を受けた。

自治基本条例は、住民合意の上で、当該自治体における行政運営のルールづくりである。また、自治の本旨については、その解釈について議論が様々あるが、当会派では、「団体自治」と「住民自治」とをもってその骨格とする前提に立っている。そのうえで、自治基本条例制定にあたっては、武蔵野市においては、2つの議論が必要だと考えている。ひとつは、前述のとおり、市政運営のルールを定めるための住民合意の形成と、ふたつめは、長期計画を最高規範と考える武蔵野市の総合計画策定における住民のかかわり方である。また、今後、憲法改正議論や、人口減少社会にむかう、道州制などの広域化などの議論も踏まえて、議会は見識研究を深めるべきであり、懇談会との情報共有と議論の場をもつべきではないかと考えている。

以下、当会派が4月に提出した論点を記述し、資料を添付する。

① 憲法改正に伴う「憲法調査会」での「地方自治の本旨を明確にすべき」といった議論との整合性について

2000年の地方分権一括法制定前後の状況と大きく変化した社会背景は、急速な人口減少とそれにとまなう地方の過疎化と地域による偏りにあります。

「道州制」や改めての「広域合併や連携」の議論の行方を踏まえ、「地方自治の本旨」を共通理解としたうえでの条例制定に臨むべきではないかと考えます。

② 憲法調査会における国民投票法の議論との整合性について

憲法改正論議において、まずは、「国民投票の法制度」について議論をすべきだとの意見も見られます。「常設型住民投票」については、上位である国民投票との整合性を図るべきと考えます。また、先の平成30年度予算委員会審議においても、常設型住民投票実施にあたり、「予算の見積もりや個別訪問のルール化」など、未だ検討していない状況にあることが明らかとなりました。

市長選と市議選が分かれている武蔵野市の現状から、2年に1度選挙を行っている状況を踏まえ、住民投票が前提とする「個別訪問の期間」と「選挙への影響」について、具体的なシミュレーションを行った上で、判断すべきと考えます。

③ 上記の点を鑑み、あらためて「自治基本条例」と「議会基本条例」の一体的策定の可能性と意義を、懇談会構成員と議会全体で意見交換を行うことを求めたいと考えます。

さらに、4月25日、議会基本条例の策定の途上で、議会運営委員会は、山梨学院大学の江藤俊昭教授をお招きし、ご指導を賜った。江藤教授からは、率直な感想として、①先進自治体議会として、今議会基本条例に先進的取り組みは感じられない、②武蔵野市議会らしさは、どこに盛り込まれているのか、③なぜ、自治基本条例策定に際し、議会側で、特別委員会を設置しないのかなどといった厳しい指導があった。同時に、江藤教授からは、これからの自治基本条例と議会基本条例の策定にむけて「一体化」をテーマとした資料をいただいている。

4. 議会基本条例策定における課題

上記の経緯を踏まえ、当会派は、議会基本条例策定を続ける議会運営委員会に対して、あらためて「一体化」の意義をとらえなおす必要があると認識している。

8月3日の議会運営委員会において、両副市長と総合政策部担当者を招き、「調整会議」を開催し

た。その席上、別々に条例策定を行っていることで生じたであろう、根本的な問題が露呈した。そのひとつが、「議会と首長との関係」においては、すでに自治懇側との協議で、自治基本条例に盛り込むこととなっている点である。自治懇で協議した記憶がないという発言もあり、事実関係を、明らかとしなければならない。

その典型的な事例として、議会運営委員会が、今条例の特殊性として盛り込もうとしている「反問権」である。その権限行使は、首長と行政側にある。したがって、議会運営の範疇として議会基本条例に記すべきとする考え方に対し、「会期」「行政報告」などに関連して、自治基本条例に記述すべきとする考え方もあり、議論がまだまだ深まっていないことがあきらかとなった。

当会派としては、「反問権」導入にあたっては、時間制約と質問回数を4回までと制限を受けている議会＝議員側の不利な状況をまずは改善する必要があると提言している。

「会期」については、「通年制」「休日・夜間議会」の実効性と効果を踏まえて、議会と行政側と協議を深める必要があると認識している。

また、「常任委員会への市長の出席」については、本市の慣例となっているが、本来、「経営会議」や「主管者会議」での議論で、組織体として意思統一できていれば、首長が長時間かけて同席する必要があるかは議論が必要である。行政組織のマネジメントとガバナンスの問題であり、組織を統率する首長の手腕が問われる点でもあると認識している。

さらに、「行政報告」については、年度予算を認定した以上、経過報告を引き出し、または問いたただすことは、議会の義務であり権限である。したがって、適宜、必要に応じて、迅速かつ丁寧に行政側に報告を求めるべきと考える。最後に、2018年2月の「日経グローバル」に突如寄稿している松下市長の「常設型住民投票制度」導入は、議会側では全く議論もされておらず、吃驚と言わざるを得ない。

いずれにせよ、今調整会議では、そもそも議会基本条例策定の経過を、総合政策部と一切情報共有されていないことも明らかとなり、今後の進め方にも課題を残していると認識している。

5. 懇談会対応方針をについて

条例の目的が更なる市民自治の推進であるならば、まずは低投票率の改善や陳情、請願、住民監査請求、情報公開制度、住民訴訟、リコールなど、住民があらゆる権利を行使できること、それをもって、市政に参加できることを啓発していくことが優先事項であると考え。また情報公開に関しても、和光市が取り組むように、市政情報コーナーを庁舎1階に設けるなど、市民が身近に情報を手に取れるよう、実効性を伴った取り組みが必要である。条例を策定する大義を明確にし、住民不在の策定とならぬよう、くれぐれも流行の後追いや、政治的判断で取り組む条例策定であってはならないと考える。

また、本市は、コミュニティ政策を先駆的に取り組み、現在も市民自治の大きな屋台骨となっている。新しいコミュニティのあり方を探る取り組みも、邑上市政の下、中途半端に終わっており、自治基本条例においても、記述が少ないという意見は看過できないものと認識している。

6. まとめ

神輿は担ぎ手の息がそろわないと、安全に運航できない。少子高齢化・人口減少社会をむかえる本

市において、だれもが安心して暮らし、その喜びを実感でき、世代を超えて愛されるまちとして継承されるために、拙速に進めることなく、あまねく市民の参加を呼びかけ、慎重に議論を深めることを、私たち、むさしの志民会議は要望をする。

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会と議会との意見交換会への意見

武蔵野市議会議員（会派に属さない議員）

山本ひとみ

◆基本的な立場

今、自治基本条例と議会基本条例の制定プロセスをめぐって、議会基本条例の審議が先行していることから、それぞれいつ制定するのか、議会と市長の関係などを自治基本条例でどう規定するのか、大きな課題となっている。

私は、かねてから議会基本条例よりも自治基本条例の制定を急ぐべきとの立場である。自治基本条例で、市のめざす目標、議会と市長の関係、市民参加等を規定するので、自治基本条例の制定が先行するべきとの考えによるものである。したがって、3年前の市議会議員選挙でも「自治基本条例の早期制定」を訴え、議会の一般質問でも同様の意見を主張してきた。残念ながら、この見解は議会の多数とならなかった。議会運営委員会に所属していた時には、上記の立場であったが、議会基本条例の制定に反対ではないので、審議に参加し意見を述べてきた。

今でも可能なら、自治基本条例の制定と議会基本条例の制定は同時期が望ましいと考える。少数意見であっても意見表明は続けるが、議会の一員として全体での審議を見守り議決は尊重する。

◆4月の意見に対する懇談会の対応案について

①市民の定義の内容・常設型の住民投票制度の設置・平和を独立した項目としたことを高く評価する。

②人権に関する定義で、前回に加えて「出自」を加えたい。これは、婚外子への差別がいまだ存在しているためである。

③前文への在日コリアンの存在の明記は、中島飛行機製作所の存在とも不可分のものであり、歴史的事実として書き込んでいただきたい。多文化共生・アジアとの友好増進に寄与すると考える。

④人権侵害や差別に対する苦情処理・勧告のできる第三者機関の設置は、法務省の管轄の制度かあるとしているが、自治体にこそ必要であり、法的に設置を拒むものではないと考える。

◆議会と市長の関係

①議会運営委員会で、整合性を図りたい事項として、何点か提示された。

基本的には、議会運営に関わる事柄を自治基本条例の中に具体的な文言として書くには無理があり、議会との意見交換をさらに進めるべきと考える。

内容の点では、私は一定のルールの中での反問権の規定に賛成である。それは、議員の政策立案能力を高め、市長との緊張感ある質疑にとっても有効と思う。

②議会の役割に関して「合意形成」が強調されることには違和感がある。合意形成の必要な場合もちろんあるが、議会は、意見の異なる多様な会派・政党・議員の会議体であり、多様な意見の反映も重要な役割と考える。

なお、下記に4月に提出した骨子案素案に対する意見を再掲します。

◆制定プロセスについて

①市民の意見を各段階で聴取する

アンケートやパブリックコメント募集にとどまらず、市民間の意見交換などの場を各段階で実施する。

②議会からの意見聴取については、議会基本条例との整合性を持たせることは当然である。

しかし、そもそも議会自体が、市民の多様な意見の反映の場であるので、会派・議員一人ひとりの意見を尊重し、議会内の少数意見に留意する。

◆素案の内容について

①前文

平和の尊さを書き込むことは必要。

武蔵野市に在日コリアンの存在があったこともぜひ記述していただきたい。

日本国憲法にある人権尊重を書き込むべき。

国籍・身分・門地・年齢・性別・性自認・性的指向性・障害の有るなし等で差別しないことを明記する。

②市民の定義

素案の内容を支持する

③住民投票制度

常設型の住民投票制度を条例によって設置することを支持する。

成立要件については、一定の投票率とするか、有権者中の当該案件への支持率とするか、もっと議論が必要と考える。

住民投票のできる市民には、定住外国人も含むべきと考える。もちろん、これは住民投票条例で規定するとされていることは理解している。

住民投票の結果は成立しない場合でも公表するべきと考える。

④最高規範性の担保

⑤人権侵害や差別に対する苦情処理・勧告のできる第三者機関の設置

市民への差別や人権侵害に対して、市民からの訴えを受け止め、事情を調査し、是正措置を勧告できる第三者機関の設置をこの条例で規定すべきである。